

税



個人事業税第一期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第一期分の納期限は
11月30日(木)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付してください。なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問い合わせください。

納付場所及び納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・バーチャルバンキング
- ・ATM
- ・インターネット環境でのフレジットカードによる納付
- ・スマートフォン決済アプリ

*バーチャルバンキング(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM

・設置店による納付

その他 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口または窓口

ビニールストア、MK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な窓口振替の制度もあります。*希望の方は窓口座を開設してから金融機関の窓口で手続をしてください。

問合先 西尾張県税事務所 課税第一課

一課 県民税・事業税第一グループ

番

☎ 0586・45・3169

Web <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>



固定資産(償却資産)の簡易申告の「J」案内

前年度の申告内容で償却資産の課税標準額の合計額が150万円未満のため免税になると見込まれる方へ、償却資産申告書に代えて往復はがきによる簡易申告書を11月上旬に郵送します。

ただし、往復はがきによる簡易申告書を提出された場合でも、資産の増減がある場合は、再度、償却資産申告書の提出をお願いします。

償却資産申告書の様式は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

☎ 444・0509
FAX 445・3856

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/zeikin/kotei/1001948.html>

8について



令和5年分の確定申告と事前相談会について

確定申告と事前相談会について、令和5年分から予約制となります。詳しい予約方法や予約開始日については、追って広報及び市公式ウェブサイトにてお知らせします。

また、事前相談会につきても、今まで毎日寺地区、七宝地区で行っていますが、新庁舎移転及び各庁舎の解体に伴い、新庁舎のみで2月上旬に行うことになります。また、開催地区は各地区(毎日寺・七宝・美和)各2箇所を予定しております。

「J」不明な点につきましては、税務課までお問い合わせください。

各手当の振込み予定期間は、次のとおりです。*J確認ください。

11月10日(金)

11月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当の支給月です。

福祉



手当支給日の「J」案内

11月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当の支給月です。

おりです。*J確認ください。

11月10日(金)

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過的福祉手当
- ・特別児童扶養手当

問合先 障がい福祉課

問合先 税務課

☎ 444・0509

FAX 445・3856

☎ 444・0509

FAX 444・1074

☎ 444・0509

FAX 444・1074

日常生活用具給付事業に人工内耳
用電池等が追加されました

人工内耳に関する日常生活用具(給付の対象品目)に「人工内耳用電池(使い捨てタイプ)」と「交換用充電池・充電器(繰り返し使えるタイプ)」を追加しました。

事前の申請が必要となりますので、詳しくは左記にお問い合わせください。

保険・年金



年金相談【相談無料・事前予約制】

年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は予約制となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

日時 11月28日(火) 午前10時～正午、

午後1時～3時

場所 市役所 相談室101
定員 最大8枠

相談内容により相談時間が変動しますので、対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

予約受付期間 11月1日(水)～8日(水)
(土・日曜・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

予約方法 電話または保険医療課窓口にて受付

電話予約の場合、予約の可否について、折り返しの回答とさせていただきます。

予約確定した方には、相談開始時

間や持ち物等を、「別途」案内します。

問合先 保険医療課

TEL 443・335555
FAX 444・3168

人 権



「ひとりで抱えず、最初の一歩を」
心を傷つけることも暴力です。

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

市でも、この運動の一環として、パネル展示とペープル・ライトアップ

を実施します。「性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください」というメッセージです。

ぜひご覧ください。

日時 11月13日(月)～24日(金)

場所 ①市役所1階東エントランス
(パネル展「知つてほしい、DVのこと」)

②金岩リバーサイドガーデン内ガーデンブリッジ(ペー・ブル・ライトアップ)

山田 鉱治様
七宝小学校のために
現金1万円

問合先 人権推進課

TEL 444・0398
FAX 444・1074

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

DV・ストーカー・セクハラ・パパ活・モラハラなどのハラスメント行為等、女性をめぐる様々な人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。相談内容の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

実施期間 11月15日(水)～21日(火)
午前8時30分～午後7時

※11月18日(土)・19日(日)は午前10時から午後5時までです。

相談専用電話(女性の人権ホットライン)

問合先 名古屋法務局人権擁護部
TEL 0570・070・810

寄附のお礼
山田 鉱治様
七宝小学校のために
現金1万円

寄 附



寄附のお礼
山田 鉱治様
七宝小学校のために
現金1万円

問合先 財政課

TEL 444・1714
FAX 444・0982

まちをきれいに

環境・衛生



市内各地域に設置の「み集積所は、収集日時を守らずにごみを出したり、ごみの出し方が粗雑になっていたりすると、動物(カラス等)に荒らされ、集積所が汚損する原因となってしまい、まちの景観を損ねるのみならず、交通の妨げになってしまふことがあります。

市民の皆さんのがんばりで、

自分たちの暮らす街並みをきれいに保ちませんか？

複数のご家庭が共同でごみを出す集積所用に限り、市からカラスよねットを無償で貸し出しています。ご希望の場合は、環境衛生課の窓口までご来庁ください。

ただし、集合住宅用には貸出不可のため、管理会社等へおたずねください。

問合先 環境衛生課

☎ 444-3132
FAX 445-3856

野焼き(ごみの焼却)はやめましょう

家庭や事業で発生するごみを正規の焼却炉を使わないで、ドラム缶や簡易な焼却炉またはごみをそのまま燃やすいわゆる「野焼き」は、一部の例外を除いて、法律で原則禁止されています。

野焼きをしている方へ、「自分一人ぐらいなら、どうせ大したことはないだろ」となどと思われてはいませんか？

野焼きはごみの種類により、黒煙とともに悪臭も発生してしまいます。そればかりではなく、焼却の

方法により、「ダイオキシン」など有害物質の発生のおそれもあります。

家庭や事業で発生するごみは決して燃やさないで、家庭系・事業系それぞれのごみの分別と出し方のルールを守り、出してください。

市民一人ひとりの心配りで、大切な自然環境を守りましょう。

問合先 環境衛生課

☎ 445-3132
FAX 445-3856

ごみの減量化・リサイクルをしましょう

ごみを少しでも減らすには、「ごみ減量のポイント」である「4R」を実行することが大切です。

① R e f u s e (リフューズ)
不要なものを買わない、断ることです。買い物のときに本当に必要な例外を除いて、法律で原則禁止されています。

② R e d u c e (リデュース)
ごみを減らすことです。洗剤やシャンプーなどは詰め替えるできる商品を選びましょう。

③ R e u s e (リユース)

まだ使えるものを繰り返し使うことです。何度も使える容器を使ったり、他の人に譲つたりして使ってもらいましょう。

④ R e c y c l e (リサイクル)
資源としてまた利用することです。

ビン類やペットボトル類など、資源になるものは分別ルールを守って排出しましょう。

ごみのないきれいなまことにしましよう

ごみをポイ捨てされることは、誰にどつても気持ちのよいものではありません。一人ひとりが次のことを心がけ、みんなできれいなまちづくりをしましよう。

①自分で出したごみは持ち帰り、公共の場所や私有地に捨てないようになります。

②ポイ捨て防止のために、所有する空き地などは草刈りや見回りなどを適切に管理しましょう。

③たばこは、灰皿のあるところで吸うか携帯灰皿を使って吸いましょう。

不法投棄は犯罪です

ごみを不法投棄すると、法律では「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。「ポイ捨て」も不法投棄です。不法投棄は絶対に行わないよ／＼にしましよう。

問合先 環境衛生課

☎ 444-3132
FAX 445-3856

香害についてご理解をお願いします

香害とは、合成洗剤や柔軟剤、化粧品類に含まれる合成香料（化学物質）によって、さまざま健康被害が生じる』ことをいいます。また、この香害

が原因となり、化学物質過敏症を発症する人もいます。

化学物質過敏症とは、「よく少量の物質にでも過敏に反応する点ではアレルギー疾患に似ています。最初に

ある程度の量の物質にさらされると、体内に入ると異物とみなし排除しようとする免疫機能がはたらき抗体がつくられる状態」と同じような状態となり、「一度目に同じ物質に少量でもさらされると過敏症状が出ます。

また、アレルギー疾患のような性格だけでなく、低濃度の化学物質に繰り返しさらされると、体内に蓄積して慢性的な症状が出るという中毒性疾患に近い性格も兼ね備えています。

発症のメカニズムや病状など、まだ解明されていない部分も多く、医学的な定義、診断基準が確立されていないことから、症状を発症しない方には理解されにくいですが、この症状と香害についてご理解いただき、願いいたします。

定員

- ③講座終了後も防災活動に意欲的に取り組んでいただけの方
- ④ティアコーディネーターの方
- ⑤寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ⑥寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、住宅用消火器等を設置する。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合先 環境衛生課

FAX 444-3132
☎ 444-3132

防 災

海部地方防災ボランティアコーディネーターフォローアップ講座

大規模な災害が発生した場合に全国から集まるボランティアの受け付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「防災ボランティアコーディネーター」の方々に対し、フォローアップ講座を開催します。

日時(全2回)

令和6年1月28日(日)、2月4日(日)

いずれも午前9時30分～午後4時

会議室 ☎ 0567-96-0170

対象(次の全てに該当する方)

①満15歳以上の方(18歳未満の方は、保護者の同意が必要です)

②あま市、津島市、愛西市、弥富市、海部郡に在住・在勤・在学の防災ボラ

ンティアコーディネーターの方

③講座終了後も防災活動に意欲的に取り組んでいただけの方

(選)

内容(予定)

災害ボランティアセンター・ボランティアコーディネーターの役割、救援要請の受付、ボランティアへの対応、災害ボランティアセンター運用体験など

受講料

無料(交通費および昼食等は自己負担)

申込期限 12月1日(金)

危機管理課(☎ 444-0862)

市社会福祉協議会(☎ 443-4291)

窓口または電話でお申し込みください。

窓口または電話でお申し込みください。

問合先 危機管理課

FAX 441-8330
☎ 444-0862

消 防

令和5年秋季全国火災予防運動

11月9日(木)～15日(水)

全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災による死者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で秋季全国火災予防運動が実施されます。火災を未然に防止するため、家庭でも防火の重要性を認識し、日常生活における防火対策を実践しましょう。

※期間中は防火意識の高揚を図るため、午後7時より消防団分団車庫等でサイレンの吹鳴を行いますので、皆様のご理解ご協力の程よろしくお願いします。
(サイレン30秒吹鳴→6秒休みを3回繰り返します)

問合先 危機管理課

FAX 441-8330
☎ 444-0862

交通安全

自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故による被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。

災を防ぐために、防炎品を使用する。
火災を小さくうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

4つの対策

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

なお、道路交通法の一部改正によ

り、令和5年4月1日より、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

受付期間 令和6年2月29日(木)まで

※受付期間内であっても予算がなくなり次第終了とさせていただきま

す。

補助金額 ヘルメット購入費用の5割(上限2000円、10円未満切り捨て)の補助

補助対象者

市内に住所を有し、令和6年3月31日時点で7歳～18歳の人、65歳以上の人

※1人につきヘルメット1個かつ1回限りの申請

補助対象ヘルメット

愛知県内のヘルメットを販売する店舗において、3か月以内に購入した、安全基準に適合している認証マークがついている新品のヘルメット(ただし、児童生徒等で学校に通学する際に使用する通学用ヘルメット等は除く)

申し込み

次の書類を土木課に提出してください。

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②ヘルメットの領収書の写し
- ③安全基準に適合している認証がつ

いていることがわかる書類(書類がない場合は、現物提示してください)

④申請者の振込先通帳の写し

その他

申請書は、土木課または市公式ウェブサイトに用意しています。詳細

については、お問い合わせください。

問合先 土木課

FAX 441・7113

安全認証マーク



GSマーク



CEマーク



JCFマーク

期間

12月1日(金)から10日(日)まで

期間中、12月6日(水)午後4時から午後6時までの間、県内一斉大監視が実施されます。

運動重点

○夕暮れ時と夜間の事故防止と飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

○自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

○歩行者の安全の確保と運転者の安全運転意識の向上

12月は飲酒運転根絶強調月間です。

飲酒運転を四(し)ない運動

・運転するなら酒を飲まない

・酒を飲んだら運転しない

・運転する人に酒をすすめない

ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーは、自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。

名称

宝満寺横の交差点
西今宿郷内一二

物が張り付き、左右の見通しはきかない。東西方向の道路は、すれ違いがやっとできる程度の幅員しかない。それなのに、一旦停止せずに進入する自動車が多い。しかも、結構なスピードを出して右折したりする。カーブミラーがあるが、全方位を確認するのが困難。無謀な運転への対処方法は、自分が止まるここと。(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あ!マップから抜粋)

交通事故の起こりやすい場所～守って安心～Vol.38～

宝満寺横の交差点
西今宿郷内一二



問合先 土木課
FAX 441・8337

問合先 土木課
FAX 441・7113

(危険と感じる場所や体験等の情報をお募集しています)

愛知県内一斉ノ一残業デー
 「あいちワーク・ライフ・バランス
 推進協議会」(事務局:県)では、11月
 第3水曜日を「愛知県内一斉ノ一残
 業デー」

その他



あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和5年 8月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	4件	±0件
乗物盗 (自動車盗など)	20件	+6件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	7件	-4件
計	31件	+2件

問合先 危機管理課
 ☎441-0862 FAX441-8330

防犯

令和5年中交通事故死者数

地 域	死者数
愛知県	93人
津島警察署管内	4人
あま市	0人

令和5年8月末現在
問合先 土木課
 ☎441-7113 FAX441-8387

業デー」として定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月15日(水)は、効率的に仕事を進め定時に退社し、趣味や家族との団らんなどの時間をお過ごしください。

問合先

県労働福祉課

☎954-6360

商工観光課

☎441-7118
 FAX
 441-8387

Web
<https://famiture.pref.aichi.jp/aichi-wlbaction/>



愛知県最低賃金は、10月1日から時間額「1,027円」に改定されました(従来986円から41円アップ)

最低賃金は県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上上の賃金を労働者に支払わなければなりません。賃金が時間給以外で定められていね場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額1,027円と比較します。

詳しく述べては、津島労働基準監督署にお尋ねください。

問合先 津島労働基準監督署



12月議会定例会日程(予定)

11月27日(月)開会、議案説明
 12月6日(水)一般質問、議案質疑
 12月7日(木)一般質問、議案質疑

12月12日(火)総務文教委員会
 12月13日(水)厚生委員会
 12月14日(木)建設産業委員会
 12月20日(水)討論・採決、閉会



Web
<https://www.city.ama.aichi.jp/p/business/sangyo/kyuuzin/1003892.html>

☎0567-264155

※議会の傍聴を希望される方は、会議当日に、4階議会事務局受付までお越し下さい。
 ※会議の日程は変更となる場合があります。

問合先 議会事務局

☎444-3174
 FAX
 444-4055

開議時間 午前10時